

## 附帯工作物調査算定要領

### 第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 附帯工作物の調査算定にあたっては、附帯工作物要領によるほか、本要領により行うものとする。

### 第 2 章 調 査

(調査)

第 2 条 附帯工作物要領第 4 条第 7 号から第 1 0 号及びその他補償額算定に必要と認められる事項の調査の内、次表の種類の附帯工作物の調査は、原則として、次表に掲げる事項について行うものとする。

種 類	単位	調 査 事 項	摘 要
門 ・ 門 扉	組	構造、規格寸法、数量	
塀	m	構造（種類、基礎の仕様等）、規格寸法、延長	
木造下屋、木造車庫	m <sup>2</sup>	構造、基礎の仕様、面積	
木 造 物 置	〃	構造、面積	
組 立 物 置	箇所	1 カ所あたりの面積、数量	
鉄 骨 下 屋	m <sup>2</sup>	面積	
アルミ製カーポート	箇所	数量	
鉄骨倉庫式ガレージ	〃	数量	
物 干 柱	組	数量	
藤 棚	m <sup>2</sup>	面積	
掘 井 戸 (手掘・機械掘)	箇所	手掘・機械掘の区分、深さ、数量	仕様書様式第 6 4 号を作成のこと。
突 井 戸 (打込井戸)	〃	深さ、数量	仕様書様式第 6 4 号を作成のこと。
井 戸 用 ポ ン プ	基	揚程、数量	

看 板	箇所	種類、規格寸法、数量	基礎杭がある場合は仕様書様式第64号を作成のこと。
洗 い 場	箇所	種類、規格寸法、数量	
屋外引込線変更工事 (構内移転)	式	引込線の種類	電灯線、動力線とも引込柱を変更しない場合に適用する。
防 風 林	m	高さ、延長	一団の土地を分割して取得する場合に残地において防風林が必要となるときに適用する。
電 話 設 備	式	電話番号、差込口数	建物要領の調査を実施した場合は、附帯工作物配置図の作成を要しない。

2 附帯工作物の設置（又は新設）年月の調査については、固定資産台帳、請負契約書等、施工業者又は所有者からの聴き取り、専門家の意見等の方法により、必要な調査を行うものとする。

（調査表）

第3条 附帯工作物の調査表は、附帯工作物要領第4条によるほか、次の各号に定める事項を記載することにより附帯工作物調査表（様式第83号）を作成するものとする。

- 一 土地所有者 土地所有者の氏名又は名称
- 二 土地所有者住所 土地所有者の住所又は主たる事務所の所在地
- 三 建物所有者 建物所有者の氏名又は名称
- 四 建物所有者住所 建物所有者の住所又は主たる事務所の所在地
- 五 起業地・残地の別

### 第3章 算 定

（補償額の算定）

第4条 補償額の算定は、附帯工作物要領第7条により行うほか、次の各号によるものとし、附帯工作物補償額算定表（様式第84号）を作成するものとする。

- 一 附帯工作物補償額算定表は、附帯工作物調査の成果に基づき、関係人ごとに取得し、又は使用しようとする土地（取得等用地）とそれ以外の土地（残地等）の別に物件移転等標準書記載の順序に従って整理記入する。この場合において、種類及び規格が同一のため同じ単価の附帯工作物については、まとめて記入する。
- 二 移転義務の有無は、附帯工作物調査表に基づき、移転することを前提として補償されるものについては有とし、それ以外のものについては無とする。
- 三 種類、名称、構造、形状及び寸法は、附帯工作物調査表に基づき、適用される標準書記載の種類及び規格を記入する。この場合において、調査した附帯工作物名と標準書の附帯工作物名が異なるときは、備考欄に調査した附帯工作物名を記入する。
- 四 経済的な合理性により再築費と復元費の別を認定することが妥当と認められる場合は、附帯工作物補償額比較表（様式第85号）を作成し、附帯工作物補償額算定表に添付する。
- 五 附帯工作物補償額比較表の作成にあたっては、第1号から第3号の規定を準用する。
- 六 法令の規定に基づき改善を必要とする時期以前に既設の附帯工作物の改善を行うこととなった場合の法令改善費相当額の運用益損失額については、監督職員の指示により算定する。